

改善報告書

令和2年7月28日

皇學館大学

改善報告書

大学名称 皇學館大学 (評価申請年度 平成 28 (2016) 年度)

1. 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	全学部及び全研究科において、学位授与方針の内容が、養成する人材像または教育目標に終始しており、課程修了にあたって修得することが求められる学習成果を示していないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	学位授与方針の内容として、課程修了にあたって修得することが求められる学習成果を示していなかったため、国のガイドラインに沿って、3つのポリシーの再策定に取り組んでいた。
	評価後の改善状況	国のガイドラインに沿って3つのポリシーの再策定を行い、学部においては大学全体及び各学部・学科について、大学院においては研究科及び専攻について、求められる学習成果を明示した(資料:1-1-1(PP.12~24、PP.295~301)、1-1-2)。 これについて、学部は平成28年度第6回教学運営会議より審議を開始し、平成28年度第13回教学運営会議において諮られた承され、平成28年度第11回全学教授会において報告された。その後も新カリキュラムの策定に併せて修正を行っている(資料:1-1-3、1-1-4)。 また、大学院については、平成30年度第6回教学運営会議で審議を開始し、平成30年度第12回教学運営会議において諮られた承され、平成30年度第9回大学院委員会において承認された(資料:既出1-1-3、1-1-5)。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等	1-1-1 令和2年度『履修要項』 1-1-2 再策定のためのチェックシート 1-1-3 平成28~30年度教学運営会議議事録(3つのポリシー関連抜粋) 1-1-4 平成28年度第11回全学教授会議事録(平成29年1月18日開催) 1-1-5 平成30年度第9回大学院委員会議事録(平成30年11月7日開催)

<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容			
2	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針			
	指摘事項	全学部及び全研究科において、教育課程の編成・実施方針の内容が、現在の教育課程の説明にとどまっており、教育内容・方法などに関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。			
	評価当時の状況	教育課程の編成・実施方針の内容として、教育内容・方法などの基本的な考え方を示していなかったため、国のガイドラインに沿って、3つのポリシーの再策定に取り組んでいた。			
	評価後の改善状況	<p>国のガイドラインに沿って3つのポリシーの再策定を行い、カリキュラム・ポリシーの記述を【1】教育内容、【2】教育方法に区分した上で基本的な考え方を明示した(資料:既出1-1-1(PP.12~24、PP.295~301)、既出1-1-2)。</p> <p>これについて、学部は平成28年度第6回教学運営会議より審議を開始し、平成28年度第13回教学運営会議において諮られた承され、平成28年度第11回全学教授会において報告された。その後も新カリキュラムの策定に併せて修正を行っている(資料:既出1-1-3、既出1-1-4)。</p> <p>また、大学院については、平成30年度第6回教学運営会議で審議を開始し、平成30年度第12回教学運営会議において諮られた承され、平成30年度第9回大学院委員会において承認された(資料:既出1-1-3、既出1-1-5)。</p>			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
1-1-1 令和2年度『履修要項』					
1-1-2 再策定のためのチェックシート					
1-1-3 平成28~30年度教学運営会議議事録(3つのポリシー関連抜粋)					
1-1-4 平成28年度第11回全学教授会議事録(平成29年1月18日開催)					
1-1-5 平成30年度第9回大学院委員会議事録(平成30年11月7日開催)					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容			
3	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容			
	指摘事項	文学研究科博士前期課程では、成績評価方法などを課程ごとに明確に区別していない状態で学部の授業科目を修了要件単位として認定しているので、教育の質保証の観点から、改善が望まれる。			
	評価当時の状況	<p>現行の文学研究科博士前期課程カリキュラムにおける「基礎科目」カテゴリーにおいて、留学生や社会人入学生向けのリメディアル教育として、学部科目と同時開講で行う授業を開講していた。</p> <p>この科目を履修しなくても必修科目で基礎科目の修了要件を満たせたが、この科目の成績評価方法を学部と区分せずに単位化し、修了要件に含んでいた。</p>			
	評価後の改善状況	<p>指摘事項を改善するための文学研究科博士前期課程カリキュラムの改定について平成 29 年度第 8 回大学院委員会で審議の結果、リメディアル科目を削除した新カリキュラムを決定し、平成 31 年度入学生より運用を開始した（資料：既出 1-1-1 (PP.309～317)、1-3-1)。</p> <p>なお、留学生や社会人入学生へのリメディアル教育については、学部授業の聴講を認めることで対応している。</p>			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
1-1-1 令和 2 年度『履修要項』					
1-3-1 平成 29 年度第 8 回大学院委員会議事録（平成 29 年 10 月 18 日開催）					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容			
4	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (3) 教育方法			
	指摘事項	教育学部において、1年間に履修登録できる単位数の上限が 52 単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。			
	評価当時の状況	教育学部において、1年間に履修登録できる単位数の上限が 52 単位となっていた。			
	評価後の改善状況	平成 31 年度のカリキュラム改正にあわせて、平成 28 年度第 17 回教学運営会議において新カリキュラム検討メンバーが選出された（資料：1-4-1）。 新カリキュラム検討会議の答申において、履修制限(CAP 制)を設け、1年間で 48 単位以内の履修に制限することとし、平成 29 年度第 10 回教学運営会議及び平成 29 年度第 14 回教学運営会議を経て、平成 29 年度第 11 回全学教授会です承された（資料：既出 1-1-1 (P.52、P.244)、1-4-2、1-4-3、1-4-4)。			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
	1-1-1 令和 2 年度『履修要項』 1-4-1 平成 28 年度第 17 回教学運営会議議事録（平成 29 年 3 月 8 日開催） 1-4-2 平成 29 年度第 10 回教学運営会議議事録（平成 29 年 10 月 11 日開催） 1-4-3 平成 29 年度第 14 回教学運営会議議事録（平成 29 年 12 月 27 日開催） 1-4-4 平成 29 年度第 11 回全学教授会議事録（平成 30 年 1 月 17 日開催）				
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評価	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
5	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	全学部及び全研究科のシラバスは統一された書式で記載されているものの、授業科目間で内容に精粗が見られるため、改善が望まれる。
	評価当時の状況	シラバスの点検は、教育開発センター会議において、教育開発センターの兼任教員が実施し、一定の書式に違反していないかを中心に修正を求めている。 (点検項目) 1、【授業目的】について 次にあげる内容と照合し、該当する用語が含まれているか確認する。 ①各研究科、学科の専門科目 ⇒ 各研究科、学科のディプロマ・ポリシー ②共通科目 ⇒ 大学または関連学科のディプロマ・ポリシー ③各種課程科目 ⇒ 根拠となる法規または関連学科のディプロマ・ポリシー (①②については教育開発センターが、③については各課程の委員会が点検を実施。) 2、【到達目標】について 「この授業で培うべき力」について、明記されているか確認する。なお、() 書きなどによる補足説明の付記については、問題なしとする。 3、その他の項目について 記入もれが無いが、確認する。 ここでは書式についての違反が点検の目的となっており、指示した点検項目以外の内容については点検の対象としていなかったため、授業内容等について精粗が生じていることが問題となっていた。 また、書式に違反している修正を依頼するのみで、修正についての点検を行っていなかった。
	評価後の改善状況	平成 30 年度第 2 回教育開発センター会議において、平成 31 年度シラバスの点検項目について審議し、内容についても点検を行い、各授業回数の内容等が繰り返しにならないようにするなど、精粗の差をなくすよう改善に取り組んだ(資料: 1-5-1)。 (点検項目) 1. 【授業目的】について

	<p>科目の区分に応じ、必要となる内容や用語が含まれているか確認する。</p> <p>区分／必要となる事項／点検者 共通科目／大学または関連学科のディプロマ・ポリシー／教育開発センター 専門科目（研究科、学科）／各研究科、学科のディプロマ・ポリシー／教育開発センター 各種課程科目／根拠となる法規・関連学科のディプロマ・ポリシー／各課程の委員会</p> <p>2. 【授業内容】の〔事前学習〕〔事後学習〕について</p> <p>事前・事後学習の具体的な内容およびそれに必要な時間が記入されているか確認する。</p> <p>3. 【授業内容】の〔授業内容〕について</p> <p><u>複数回にわたり同じテーマを扱う場合、具体的な内容を記載し、各授業回の違いを明確にしているか確認する。</u></p> <p>4. 【到達目標】について</p> <p>シラバスの「授業目的」「到達目標」と照らして、特に培うことのできる能力やそれに準ずる内容が‘培うべき力’として記入されているか確認する。（ ）書き等で補足説明が付記されている場合も問題なしとする。</p> <p>5. その他の項目について</p> <p>記入漏れがないかを確認する。</p> <p>特に3の授業内容については、各授業回の内容が繰り返しになっていた場合があり、各授業回の内容の違いが明確になるようにして、精粗が生じないようにした（資料：1-5-2）。</p> <p>また、修正が必要な授業担当教員にシラバス点検シート補助資料を添付して修正を依頼し、それに応じて修正が完了するまで繰り返し点検・修正依頼を実施するよう改善した（資料：1-5-3）。</p> <p>平成30年度実施平成31年度版シラバスにおいて、修正を依頼した授業科目数は882件、また、修正を2回以上依頼した授業科目は324件であった（資料：1-5-4、1-5-5）。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p>	<p>1-5-1 平成30年度第2回教育開発センター会議議事録（平成30年11月8日開催）</p> <p>1-5-2 平成30年度シラバス点検要領</p> <p>1-5-3 平成30年度シラバス点検シート補助資料</p> <p>1-5-4 平成30年度シラバス点検シート（取り纏め）</p> <p>1-5-5 平成30年度シラバス点検シート（再修正依頼取り纏め）</p>

<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容			
6	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (3) 教育方法			
	指摘事項	文学研究科博士後期課程において、研究指導計画は作成しているものの、学生への明示が不十分であるので、改善が望まれる。			
	評価当時の状況	文学研究科博士後期課程において、研究指導計画は履修要項に記載してあるが、学生への明示が不十分であった。			
	評価後の改善状況	平成 29 年度第 9 回大学院委員会において、改善についての議論がなされ、平成 30 年度の『シラバス』および『履修要項』から研究指導計画を明示した。(資料：既出 1-1-1 (P.331)、1-6-1、1-6-2 (PP.3003~3088))			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
	1-1-1 令和 2 年度『履修要項』 1-6-1 平成 29 年度第 9 回大学院委員会議事録 (平成 29 年 11 月 8 日開催) 1-6-2 皇學館大学シラバス 2020 年度 1-6-3 研究計画書 (博士後期課程)				
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容			
7	基準項目	5.学生の受け入れ			
	指摘事項	文学部の学生の受け入れ方針は、大学全体と内容がほぼ同じものであるため、文学部として求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準を示すよう改善が望まれる。			
	評価当時の状況	<p>本学は昭和 37 年の開学以来、平成 9 年度まで文学部のみの単科大学であったため、文学部のアドミッション・ポリシーは大学全体のそれと同一で問題なかった。</p> <p>平成 28 年度の評価当時は、国のガイドラインに沿って、3つのポリシーの再策定に取り組んでいた。</p>			
	評価後の改善状況	<p>国のガイドラインに沿って3つのポリシーの再策定を行い、文学部のポリシーは大学のそれと同一であることがわかるように明示し、大学全体及び各学科のアドミッション・ポリシーについて求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準を示すよう見直しを行った（資料：既出 1-1-1（PP.12～24）、既出 1-1-2）。</p> <p>これについて、平成 28 年度第 6 回教学運営会議より審議を開始し、平成 28 年度第 13 回教学運営会議において諮られた承され、平成 28 年度第 11 回全学教授会において報告された（資料：既出 1-1-3、既出 1-1-4）。</p>			
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等				
	1-1-1 令和 2 年度『履修要項』 1-1-2 再策定のためのチェックシート 1-1-3 平成 28～30 年度教学運営会議議事録（3つのポリシー関連抜粋） 1-1-4 平成 28 年度第 11 回全学教授会議事録（平成 29 年 1 月 18 日開催）				
	＜大学基準協会使用欄＞				
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

No.	種 別	内 容
8	基準項目	5.学生の受け入れ
	指摘事項	教育学研究科修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率が 0.38 と低いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>教員採用試験の合格率向上や不景気感により、早く教員になりたいという学生の意識があり、大学院進学レベルの学生が進学せずに就職するケースが多く、教育学研究科修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率が低い状況が続いていた。</p> <p>これについて、平成 28 年度第 9 回教学運営会議での学長からの指示により、大学院全体の充実・魅力化についての検討が開始されていた（資料：1-8-1）。</p>
	評価後の改善状況	<p>大学院の魅力化についての中間答申が平成 28 年度第 12 回教学運営会議で、最終答申が平成 28 年度第 14 回教学運営会議で報告され、そこで出された意見を基に、大学院への進学を経済的にバックアップするために、以下の 2 点についての改善を行った（資料：1-8-2、1-8-3）。</p> <p>①大学院奨学金制度の新設（平成 29 年度から実施）について</p> <p>平成 28 年度第 15 回教学運営会議において「皇學館大学大学院奨学金規程」の新設が諮られ了承された（資料：1-8-4、1-8-5）。</p> <p>②授業料値下げ（平成 30 年度から実施）について</p> <p>平成 29 年度第 3 回常勤理事会及び平成 29 年度学校法人皇學館理事会で規定変更が諮られ了承された（資料：1-8-6、1-8-7）。</p> <p>また、平成 28 年度第 14 回教学運営会議における大学院魅力化検討委員会答申では、経済的支援に加えた改善策として、「若手教員の登用」「大学院入学説明会の開催」「大学院のホームページの充実」が提言され、これらの改善内容が平成 28 年度第 11 回大学院委員会においても承認された（資料：既出 1-8-3、1-8-8）。</p> <p>上記の結果、教育学研究科の入学定員 8 名のところ、平成 30 年度に 8 名の入学者があり一時的に改善効果が見られたが、その後、好況感で企業等への就職も容易になったことにより、入学者が令和元年度は 4 名、令和 2 年度は 3 名と、再び減少したため、改善には至っていない状況である。</p>

改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
1-8-1 平成 28 年度第 9 回教学運営会議議事録（平成 28 年 9 月 21 日開催）	
1-8-2 平成 28 年度第 12 回教学運営会議議事録（平成 28 年 11 月 30 日開催）	
1-8-3 平成 28 年度第 14 回教学運営会議議事録（平成 29 年 1 月 13 日開催）	
1-8-4 平成 28 年度第 15 回教学運営会議議事録（平成 29 年 2 月 1 日開催）	
1-8-5 皇學館大学大学院奨学金規程	
1-8-6 平成 29 年度第 3 回常勤理事会議事録（平成 29 年 5 月 15 日開催）	
1-8-7 平成 29 年度学校法人皇學館理事会議事録（平成 29 年 5 月 29 日開催）	
1-8-8 平成 28 年度第 11 回大学院委員会議事録（平成 29 年 1 月 18 日開催）	
1-8-9 皇學館大学大学院「大学基礎データ」表 3 及び表 4（令和 2 年 5 月 1 日現在）	
<大学基準協会使用欄>	
検討所見	
改善状況に対する評定	1 2 3 4 5

No.	種 別	内 容
9	基準項目	10. 内部質保証
	指摘事項	<p>これまで、大学全体として定期的な自己点検・評価を組織的に十分に実施しておらず、2015（平成 27）年度に策定した「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」に基づき、内部質保証システムを構築したが、「質保証・質向上委員会」と学内の各種会議との役割分担が整理されていない。今後は、各種会議の役割分担、手続、検証プロセス等を明確にし、内部質保証システムを機能させるよう改善が望まれる。</p>
	評価当時の状況	<p>自己点検・評価活動は、法人規程の学校法人皇學館自己点検・評価規程に基づき、 学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会 学校法人皇學館教育自己点検・評価委員会 学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会 を設置し体制を構築していたが、定期的な自己点検・評価活動には至っていなかった。 また、平成 27 年度に「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を策定し、内部質保証 PDCA の進行管理を行う「皇學館大学質保証・質向上委員会」（以下「質保証・質向上委員会」という。）を設置し、平成 28 年度から運用を開始したばかりであった。</p>
評価後の改善状況	<p>実施要綱に基づいて、平成 28 年度に内部質保証 PDCA の運用を開始したが、各部局における自己点検・評価活動をより促進させるため、平成 29 年度に実施要綱の PDCA サイクルの種類と大学基準協会の定める大学基準及び点検・評価項目との整合性を図り、独自項目を含め 15 項目について取り組むこととした（資料：1-9-1）。併せて「自己点検・評価票」を作成し、翌平成 30 年度から運用を開始した。 質保証・質向上委員会からの要請により、実施要項に定める PDCA の種類ごとに関係部局が、学科会、研究科委員会、関係する委員会、その他の会議等において自己点検・評価活動を行い、その結果に対して質保証・質向上委員会が点検・評価し、全学的観点でコメント・助言を付して取り纏めている。また、客観的な点検・評価を受けるため「自己点検・評価票」は、外部評価委員に提示し、意見交換の後、評価・意見を頂いている。 コメント・助言を付した「自己点検・評価票」及び外部評価委員からの意見は、大学執行部で構</p>	

		<p>成する教学運営会議に報告され、承認を得た後、各部署にフィードバックし、改善・改革に取り組むこととしている（資料：1-9-2、1-9-3、1-9-4、1-9-5）。</p> <p>※令和元年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催となった。</p> <p>また、自己点検・評価活動を担う体制の見直しを行った。上記の通り自己点検・評価活動全体は、学校法人皇學館自己点検・評価規程（法人規程）、および関連する委員会が行っていたが、大学が主体となって行うことを明確にするため、平成 30 年度に法人関係の規程及び関連する委員会を廃止又は改組し、新たに皇學館大学自己点検・評価規程を制定、質保証・質向上委員会が主体となる体制とした。（資料：1-9-6、1-9-7、1-9-8）</p> <p>以上の取り組みにより、大学が主体となって内部質保証システムを機能させるための組織の明確化、「自己点検・評価票」による自己点検・評価活動と質保証・質向上委員会のフィードバックにより、内部質保証 PDCA の手続き、検証プロセス、「質保証・質向上委員会」と学内の各種会議との役割分担について一応の整理がなされた。</p> <p>しかし、質保証・質向上委員会が全学的観点でコメント・助言は付しているが、大学全体の総括には至っていない。今後の課題は、教学マネジメントのもと、各部署の改善・改革に向けた行動指針を作成してフィードバックし、改革を支援することが必要と考えている。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-9-1 皇學館大学内部質保証システム実施要綱</p> <p>1-9-2 令和元年度「自己点検・評価票」（質保証・質向上委員会コメント記入済）</p> <p>1-9-3 令和元年度外部評価委員会における「自己点検・評価票」の評価</p> <p>1-9-4 令和 2 年度第 5 回教学運営会議議事録（令和 2 年 5 月 13 日開催）</p> <p>1-9-5 皇學館大学内部質保証システム実施要綱に基づく令和 2 年度「自己点検・評価票」の作成について</p> <p>1-9-6 皇學館大学自己点検・評価規程</p> <p>1-9-7 皇學館大学 質保証・質向上委員会規程</p> <p>1-9-8 皇學館大学外部評価委員会内規</p>	
	<p><大学基準協会使用欄></p>	
	<p>検討所見</p>	
<p>改善状況に対する評定</p>		<p>1 2 3 4 5</p>

2. 改善勧告について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	5.学生の受け入れ
	指摘事項	文学部において、国文学科及び国史学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均がそれぞれ 1.28、1.25 と高く、収容定員に対する在籍学生数比率もそれぞれ 1.29、1.30 と高いので、是正されたい。
	評価当時の状況	本学では、国立大学等の他大学との併願や、本学内の他学部との併願により、歩留まりの予測が非常に難しい状況が続いていたため、文学部国文学科及び国史学科では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、及び収容定員に対する在籍学生数比率がいずれも高くなってしまっていた。
	評価後の改善状況	<p>学生支援部入試担当から入試委員会へ入試合否判定案を上程するまでのプロセスにおいて、学生部長、事務局長、学生支援部長による原案の一次点検と、これに学長及び学部長も加えたメンバーによる二次点検を厳密に行った。</p> <p>さらに、平成31年度より「アドミッション・オフィス」を設置して専任教員の室長を置き、アドミッション・ポリシーに基づく入学者の選抜を適正に実施するとともに、入学者選抜方法の改善、高大接続改革の推進及び入学希望者に対する総合的な広報活動等を行った（資料：2-1-1）。</p> <p>また、従来は入試判定案の一次点検の責任者を学生部長が担っていたが、「アドミッション・オフィス」設置に伴い、アドミッション・オフィス室長がこの責を担うこととした。</p> <p>これらの方策により、情報収集や入試結果の分析を強化し、合格者の歩留まり予想の精度向上に努めたことで、令和2年5月1日現在における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均を、国文学科は1.18に、国史学科も1.16に、それぞれ改善した。</p> <p>また、収容定員に対する在籍学生数比率においても、認証評価を受けた以降の平成29年度からの4年間の推移が、国文学科は1.27、1.22、1.22、1.15に、国史学科でも1.20、1.22、1.18、1.18に、それぞれ改善している（資料：2-1-2）。</p>
改善状況を示す具体的な根拠・データ等		
2-1-1 皇學館大学アドミッション・オフィス規程		

2-1-2 「大学基礎データ」表 3 及び表 4 (令和 2 年 5 月 1 日現在)					
<大学基準協会使用欄>					
検討所見					
改善状況に対する評定	1	2	3	4	5

皇學館大学 大学評価結果に係る改善活動概要

皇學館大学（以下、「本学」という。）では、平成 28（2016）年度に受審した貴協会の大学評価結果において、大学に対する提言として指摘を受けた「努力課題」と「改善勧告」について真摯に受け止め、改善・改革に向けて、以下のとおり取り組みを行った。

1. 全学的な改善・改革活動の実施体制

本学の大学評価結果に対する改善報告の取り組みは、学長を中心とする教学運営会議が中心となって行っている。

大学評価結果では、提言として「改善課題」9 項目と「改善勧告」1 項目の指摘を受け、その中で「内部質保証」についても指摘されていた。当時、本学では、「学校法人皇學館自己点検・評価規程」に基づき、「学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会」「学校法人皇學館教育研究自己点検・評価委員会」「学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会」が 7 年周期で自己点検・評価活動を行い、報告書を纏めるにとどまっておらず、大学全体として定期的な自己点検・評価を組織的に十分に実施していなかった。平成 27 年度に自己点検・評価の体制の見直しを行い、本学の内部質保証を推進するため「皇學館大学内部質保証システム実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）を策定し、内部質保証の PDCA サイクルの進行管理を行う運営組織として「皇學館大学質保証・質向上委員会」（以下、「質保証・質向上委員会」という。）を設置した。評価当時は、「質保証・質向上委員会」を構築したばかりで、具体的な活動には至っておらず、評価結果では、学内の各種会議との役割分担、手続、検証プロセス等が整理されていないと指摘がなされた。

従来、自己点検・評価を行う組織体制が、規程上は学校法人の組織となっていたため、平成 30 年度にこれらを全て廃止し、皇學館大学学則及び皇學館大学大学院学則の規定に則り、大学が主体となって自己点検・評価活動を行うことを明確にするため、大学の規程として「皇學館大学自己点検・評価規程」を制定し、既存の質保障・質向上委員会を改組し、大学における自己点検・評価活動を牽引する組織とした。また、第三者から客観的に点検・評価を受ける「皇學館大学外部評価委員会」も関連付けた。それに基づき自己点検・評価活動を推進する組織改革を行った。

2. 課題解決に向けたプロセス

大学評価の受審結果に関わらず、大学教育の質の向上を図り、教育研究について、大学自らが、説明責任を果たしていくために、以下の取り組みを行った。

【平成 27（2015）年度】

内部質保証を推進するため実施要綱を策定し、PDCA サイクルの種類として 10 項目を掲げ、実施サイクルや実施責任者を明確にした。また、その推進のため質保証・質向上委員会を設置した。

さらに、学長の要請により、本学の教育研究活動の改善と活性化に関する質疑及び評価について、客観的意見を得るため、外部評価委員会を開催した（「皇學館大学外部評価委員会内規」は平成 22 年 7 月に制定していたものの、これまでは開催実績を有さなかった）。

【平成 28（2016）年度】

実施要綱に則った点検・評価活動を開始。

教員評価の適切な実施を行うために、皇學館大学教員評価委員会を設置し、皇學館大学教員評価実施要綱を定めた。評価結果は、質保証・質向上委員会に報告し、確認される。

【平成 29（2017）年度】

本学独自に定める内部質保証の種類と貴協会が定める大学基準及び点検・評価項目（評価の視点）の整合性を図り、実施要綱を改定して 15 種類の PDCA サイクルの実施項目とした。

また、内部質保証の PDCA を運用するために「自己点検・評価票」を作成し、点検・評価する内容を明確にした。

【平成 30（2018）年度】

「自己点検・評価票」による内部質保証の運用を開始した。「自己点検・評価票」に基づき、各部署で点検・評価を行い、その結果を質保証・質向上委員会で評価した後、各部署にフィードバックし、次の改善につながるよう PDCA の運用を開始した。

また、自己点検・評価活動を行う組織改革を行った。従来、法人に規定されていた学校法人皇學館自己点検・評価規程を廃止し、当該規定により組織されていた学校法人皇學館全学自己点検・評価委員会、学校法人皇學館教育自己点検・評価委員会、学校法人皇學館管理運営自己点検・評価委員会の 3 委員会（いずれも法人が組織する委員会）を廃止した。新たな組織として、皇學館大学自己点検・評価規程を制定し、従来、内部質保証 PDCA の進行管理を行う皇學館大学質保証・質向上委員会を、内部質保証を推進する組織として位置づけた。

さらに、外部評価委員会についても皇學館大学自己点検・評価規程に規定する委員会に組織変更を行った。

【令和元（2019）年度】

内部質保証を伸長させるため、貴協会より講師を招聘し、「第 3 期大学評価（認証評価）に向けた内部質保証システム」をテーマに、全教職員対象の SD 研修を実施した。

自己点検・評価票を一部更新、自己点検・評価の実質化を図るため、点検・評価を行った組織（会議体等）名称を記載するよう変更を加えた。

【令和 2（2020）年度】

自己点検・評価票による自己点検・評価と内部質保証運用について、引き続き実施する。

以上の取り組みを行い、その中で、提言事項についても自己点検・評価を実施し、改善に取り組んできた。

今後、引き続き検討を重ね、より一層の改善・改革に取り組んでいくこととする。